

# 宇治田原町総合文化センター「さざんかホール」 舞台運営等業務委託 仕様書

1. 契約期間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで（3年間）

## 2. 施設

### (1) 施設名称及び所在地

宇治田原町総合文化センター（綴喜郡宇治田原町大字岩山小字沼尻46番地の1）

### (2) 施設概要

- ① 開館日 平成8年6月
- ② 構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 地上3階建
- ③ 延床面積 4,085㎡
- ④ 施設内容

[ホール] 用途 多目的ホール（固定席396、車椅子席4）  
親子席（固定席6）  
舞台 幅：27.2m、奥行：8.5m  
プロセニウム 幅：14.0m、高さ7.0m

## 3. 業務に関する基本事項

- (1) 受注者は、「さざんかホール」（以下「ホール」という。）の催し物に対応できるよう、舞台・音響・照明全てに熟練した技術者で業務を行うとともに、催し物の運営に支障をきたさないように適正に技術者を配置すること。
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後10時までとし、終了時間は催し物終了時間とする。
- (3) 業務の日程については、1月分をまとめて前月の中旬に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (4) 受注者は、この仕様書に規定していない事項についても、発注者が必要と認める事項は、その指示に従うこと。

## 4. 業務内容

- (1) 月2回程度（前もって日程表を送付）行う、ホール使用主催者（以下「主催者」という。）とホール係員との舞台打ち合わせに参加し、催し物の進行についての助言を行うとともに、舞台、照明、音響の各セクションを一括して技術的打ち合わせを行うこと。
- (2) 催し物に対応できるよう、舞台・音響・照明を適正かつ安全に操作すること。
- (3) 舞台・音響・照明等の機器に異常を発見した場合は、直ちにホール係員に連絡すること。
- (4) 舞台・音響・照明の各機器の点検を行うときは、ホール係員とともに立会い、必要な場合は助言を行うこと。

#### 5. 一催事に要する人員

舞台打ち合わせに1名、催事当日に舞台、照明、音響担当の技術者各1名を一催事当りの基本人員とする。

#### 6. 技術者の増員

受注者は、舞台打ち合わせを行い、主催者との協議により当該催し物に必要な技術者を、主催者及び発注者の承認を得たうえで増員することができる。この場合の経費については、主催者に請求、精算すること。

#### 7. 事故等による損害責任事項

本業務の遂行に伴い、不測の事故等が発生した場合、物的・人的な損害（当事者及び第三者を含む損害の全てをいう。）に関わらず、その経費は受注者が負担しなければならない。

ただし、原因が発注者の責めに帰することが判明した場合は、発注者が負担するものとし、損害の額にあつては、発注者、受注者の双方で別途協議し決定する。

#### 8. その他

- (1) 業務委託料は、1か月毎に受注者の請求に基づいて支払うものとする。
- (2) 本契約は、ホールの使用料に変更が生じる場合は、変更契約を締結することがある。
- (3) その他、この仕様書に定める以外の事項については、必要に応じて発注者、受注者は協議し定めるものとする。
- (4) 基本設備については、発注者により、定期的に専門業者による保守メンテナンスを行う。
- (5) 服装は、常に清潔な社名入りの作業服を着用すること。
- (6) ことば使い、応接については、粗暴、粗野にならぬよう留意すること。
- (7) 各技術員相互間の連絡を円滑に行い、舞台等進行をスムーズに行うよう努めること。